

固定資産税の課税の特例措置のお知らせ

過疎地域・半島振興地域の固定資産税の課税免除及び不均一課税

1 概要

過疎地域自立促進特別措置法(令和6年度末まで)及び半島振興法(令和2年度末まで)の課税の特例により、取得された固定資産で、一定の要件に該当する場合は、固定資産税の課税免除(過疎法)又は不均一課税(半島振興法)が受けられます。

2 取得価格要件

根拠法	業種	事業者の規模(資本金)	取得価格
過疎法 (課税免除)	製造業・旅館業(下宿業を除く)・農林水産物等販売業	—	2,700万円以上
半島振興法 (不均一課税)	製造業・ 旅館業(下宿業を除く)	1,000万円以下	500万円以上
		1,000万円超 5,000万円以下	1,000万円以上
		5,000万円超	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	資本金による取得価格の変動なし	500万円以上

3 対象となる固定資産

- ・家屋 / 「建物及びその附属設備」のうち、直接事業の用に供する部分。
- ・償却資産 / 「機械及び装置等」のうち、直接事業の用に供するもの(旅館業は除く)。
- ・土地 / 取得日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設に着手した土地。

4 課税の特例

- ① 過疎法 3年間の課税免除
- ② 半島振興法 3年間の不均一課税

税率(通常税率 1.4%)

年度	税率
初年度	100分の0.14(通常の1/10)
第2年度	100分の0.35(通常の1/4)
第3年度	100分の0.70(通常の1/2)

5 問い合わせ先 町税務課 電話 0135-44-3384(税務課直通)